

令和 8 年 1 0 月 1 4 日（水）

【照会先】

青森労働局労働基準部

賃金室長 吉田 義人

賃金係長 村山 加奈

（電話）017 - 734 - 4114（直通）

報道関係者 各位

青森県特定（産業別）最低賃金の改正決定に関する答申について

－ 青森地方最低賃金審議会答申 －

- 1 青森地方最低賃金審議会（会長 ^{いしおかりゅうじ} 石岡隆司）は、本年 9 月 1 5 日に青森労働局長から「青森県特定（産業別）最低賃金の改正」について諮問を受け、各産業別に専門部会を設置して調査審議を重ねてきましたが、本日、2 つの（産業別）最低賃金について、全会一致で結論を取りまとめ、青森労働局長に対して答申を行いました。
- 2 今後は、この答申の内容についての異議申出（1 0 月 2 9 日まで）に関する諸手続きを経て、青森県特定（産業別）最低賃金額が改正決定されることとなります（1 1 月 1 3 日に官報公示予定、1 2 月 2 1 日に発効予定）。

青森県特定（産業別） 最低賃金件名	答申内容	適用労働 者数（人）	改正前
	時間額 （引上額：引上率）		時間額 （前年の引上額：引上率）
鉄鋼業	1,161 円 （52 円：4.69%）	1,518	改正前（R7.12.21）
			1,109 円 （64 円：6.12%）
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器 具、情報通信機械器具 製造業	1,100 円 （55 円：5.26%）	7,528	改正前（R7.12.21）
			1,045 円 （77 円：7.95%） ※R8.10.29 から 12.20 までは 青森県最低賃金 1,090 円が適用 されます。

- 3 青森労働局及び各労働基準監督署においては、1 0 月 2 9 日に改正発効としている青森県最低賃金（時間額 1, 0 9 0 円）と併せて、特定（産業別）最低賃金についても改正決定内容の周知徹底、履行確保を図っていくこととしています。

参 考

1 最低賃金制度とは

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと義務付けられているものです。

2 最低賃金の種類

最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金の2種類があります。特定最低賃金は、事業別(産業別)又は職種別に分類されますが、現在は、事業別(産業別)の最低賃金のみが設定されています。

(1) 地域別最低賃金

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内のすべての労働者とその使用者に対して適用される最低賃金として、各都道府県に1つずつ、全部で47の最低賃金が定められています。

(2) 特定(産業別)最低賃金

特定(産業別)最低賃金は、特定の産業について、関係労使が基幹的労働者を対象として、地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認めるものについて設定されており、全国で224の最低賃金が定められています(令和8年3月31日現在)。

3 青森県の特定(産業別)最低賃金

青森県の特定(産業別)最低賃金は、次の4業種が設定されています。

(1) 青森県鉄鋼業最低賃金

(2) 青森県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

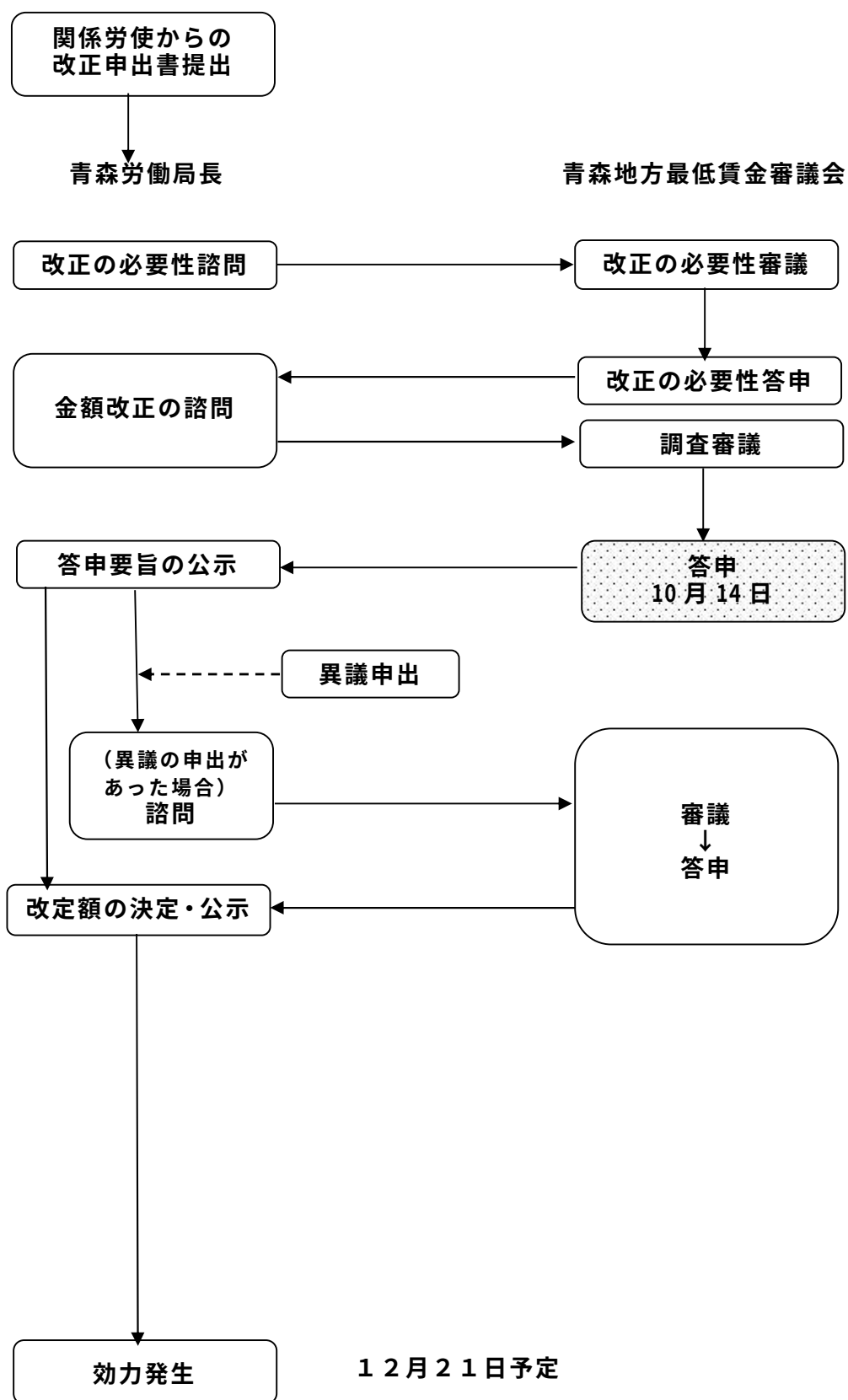
(3) 青森県百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業最低賃金

(4) 青森県自動車小売業最低賃金

4 最低賃金の公示及び発効

最低賃金の効力発生は、①官報公示の日から起算して30日を経過した日(法定発効)、②官報公示の日から起算して30日を経過した日後の日であって当該決定において別に定める日があるときは、その日(指定発効)、と規定されており、本年の青森県特定(産業別)最低賃金においては、②の指定発効としています。

5 特定（産業別）最低賃金決定の仕組み



7 青森県特定(産業別)最低賃金の推移

(平成 29 年度以降)

業種	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
鉄鋼業	時間額 (円)	855	877	900	903	929	958	992	1,045	1,109	1,161
電気機械器具 等製造業	時間額 (円)	785	806	829	833	859	888	927	968	1,045	1,100
百貨店、総合ス ーパーマーケット、その他の各 種商品小売業	時間額 (円)	777	798	821	825	852	882	921	956	(改正諮 問なし)	(改正諮 問なし)
自動車小売業	時間額 (円)	817	838	861	864	890	919	923	963	(改正諮 問なし)	(改正諮 問なし)

注：①令和 8 年度は、青森地方最低賃金審議会の答申内容である。

②百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業は、令和 5 年度までは各種商品小売業。

③電気機械器具等製造業は、令和 8 年 1 0 月 2 9 日から 1 2 月 2 0 日までは、青森県最低賃金（時間額 1 , 0 9 0 円）が適用されま
す。

④百貨店、総合スーパーマーケット、その他の各種商品小売業及び自動車小売業は、青森県最低賃金が適用されます。

(参考：青森県最低賃金)

	年度	平成 29	平成 30	令和元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	令和 8
青森県 最低賃金	時間額 (円)	738	762	790	793	822	853	898	953	1,029	1,090

